

北海道におけるエゾシカ対策の現状と課題について

北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課
課長 石島 力

| | |
|-------------------------------|---|
| 1 エゾシカの捕獲数及び農林業被害額の推移 | 1 |
| 2 エゾシカによる各種被害の状況 | 2 |
| 3 保護管理計画対象区域の変遷 | 3 |
| 4 現行（第4期）保護管理計画の概要と個体数管理の実行方策 | 4 |
| 5 個体数管理の現状 | 7 |
| 6 個体数管理に係る課題 | 8 |
| 7 エゾシカ対策条例（仮称）の検討 | 9 |

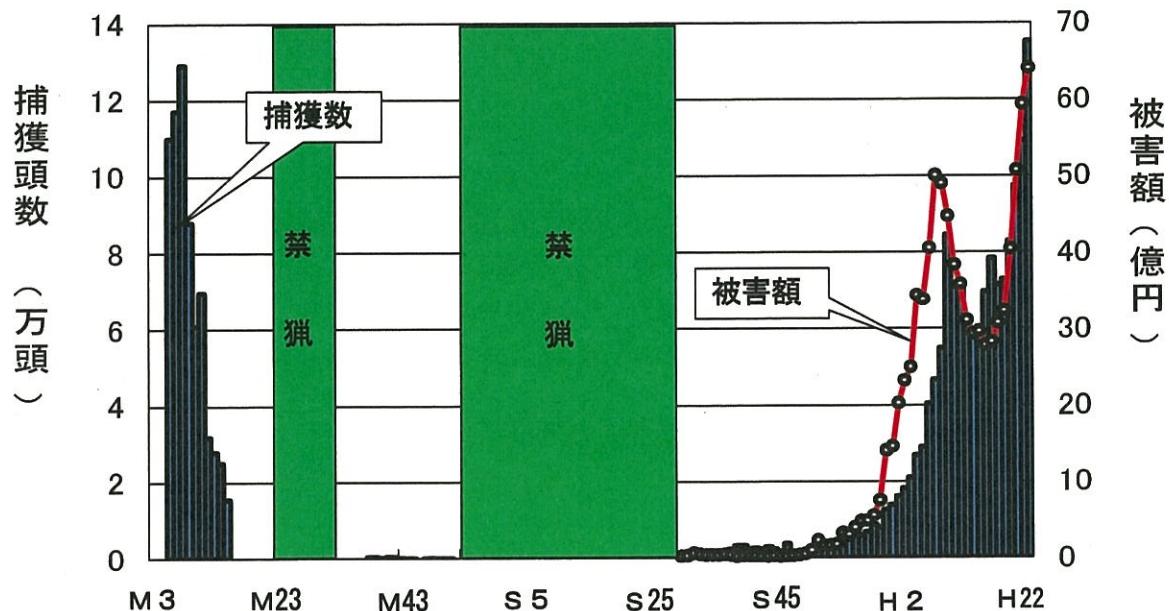
＜添付資料＞

- 資料1 「第4期エゾシカ保護管理計画の概要」
- 資料2 「シャープシューティングによる捕獲試験の概要」
- 資料3 「エゾシカ対策条例（仮称）の検討について」

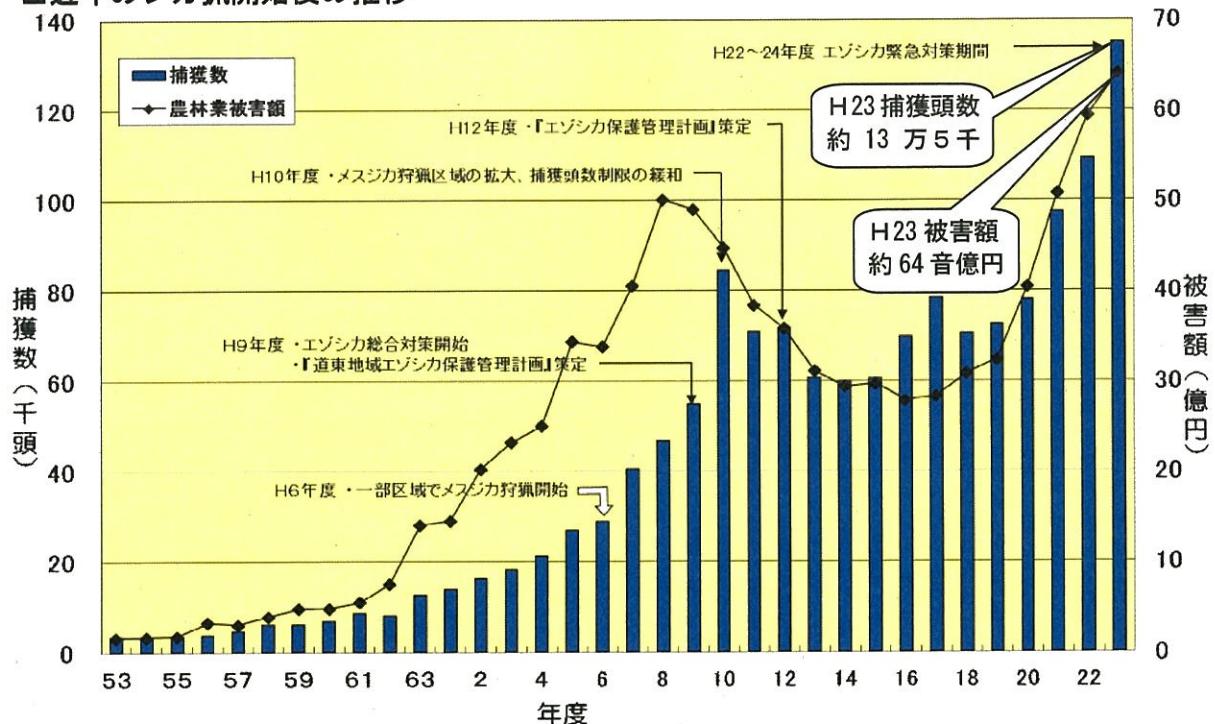
- 参考資料1 「北海道におけるエゾシカ対策の現状と課題」
- 参考資料2 「銃猟制限の規制緩和に関する措置要望について」
- 参考資料3 「エゾシカによる被害防止対策に関する要望書」

1 エゾシカの捕獲数及び農林業被害額の推移

■明治期からの推移（～H23）



■近年のシカ猟開始後の推移

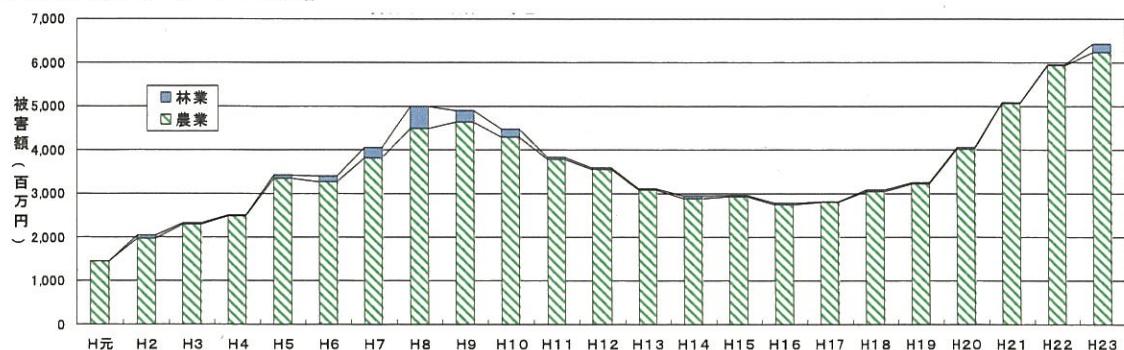


- エゾシカの生息数は、明治期に豪雪と乱獲により激減
- エゾシカによる農林業被害は、昭和 60 年代当初から被害が急増
平成 8 年頃から一時減少するが、平成 16 年から再び増加
- 平成 23 年度の被害額は約 64 億円、捕獲頭数は約 13 万 5 千頭

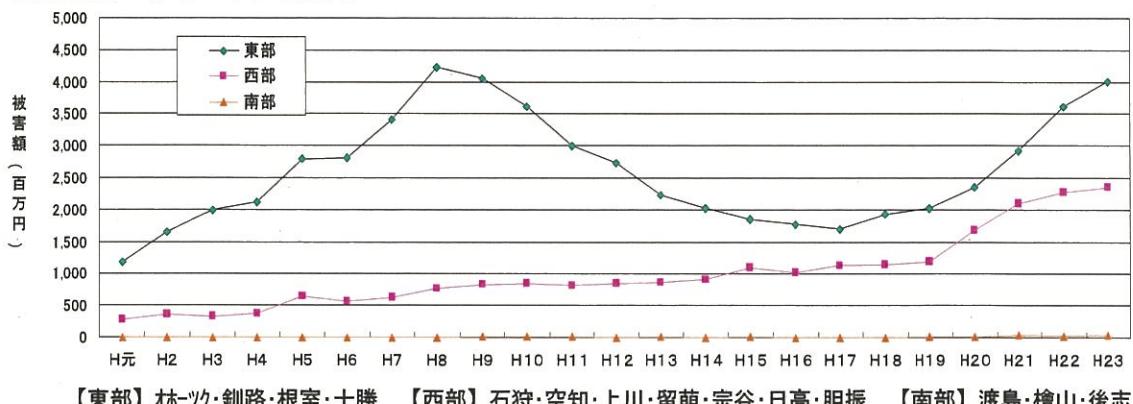
2 エゾシカによる各種被害の状況

■農林業被害

【被害額の推移（全道）】



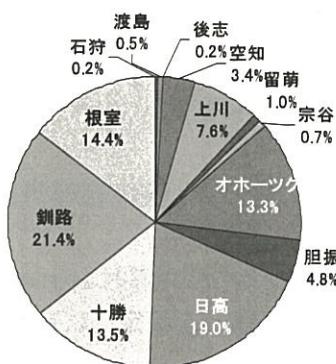
【被害額の推移（地域別）】



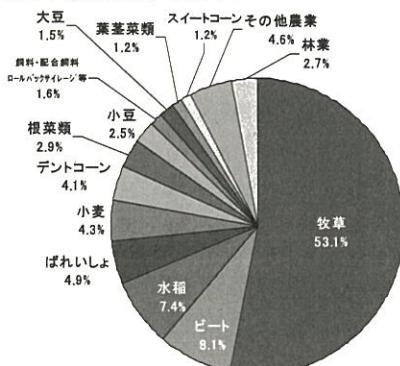
【東部】オホーツク・釧路・根室・十勝 【西部】石狩・空知・上川・留萌・宗谷・日高・胆振 【南部】渡島・檜山・後志

【平成 23 年度農林業被害額】

○振興局別被害割合



○作物別被害割合



■その他の被害

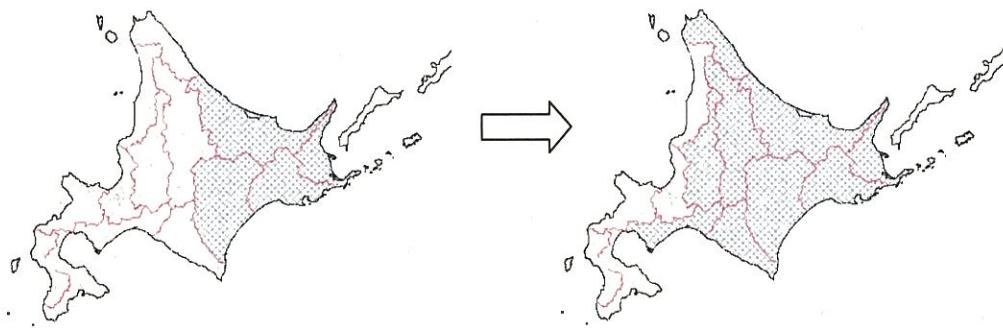
| 項目 | 被 害 状 況 |
|-----------------|---|
| 交 通 事 故 件 数 | H18 年 : 約 1,200 件 → H23 年 : 約 2,300 件 |
| 列 車 運 行 支 障 件 数 | H18 年度 : 約 1,400 件 → H23 年度 : 約 2,600 件 |
| 高 山 植 物 の 食 害 | 知床半島、夕張岳、アポイ岳などで顕著 |
| 市 街 地 へ の 出 没 | 札幌市、釧路市等に出没し、交通事故や施設への侵入が発生 |

4 保護管理計画対象区域の変遷

(網掛け部分が対象地域)

国土地理院地図 平成14年版 第149号

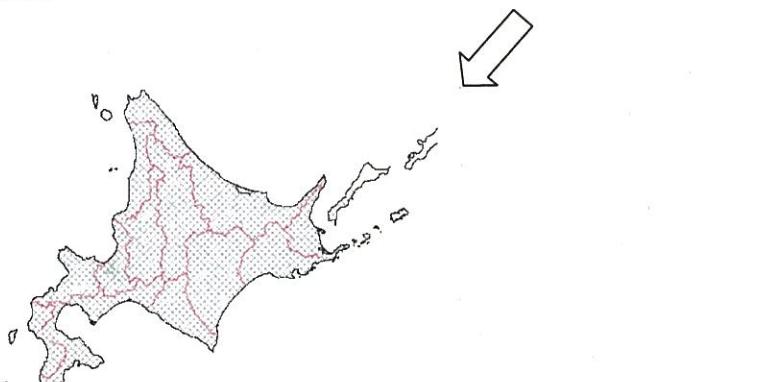
国土地理院地図 平成14年版 第149号



【道独自計画】
道東地域エゾシカ保護管理計画
H10.3～H12.9

【特定計画】
エゾシカ保護管理計画（第1期）
H12.9～H14.3

国土地理院地図 平成14年版 第149号



【特定計画】
エゾシカ保護管理計画（第2期・第3期・第4期）
H14.4～H20.3・H20.4～H24.3・H24.4～H29.3

- 平成10年3月に北海道独自計画として「道東地域エゾシカ保護管理計画」を策定
- 平成11年の鳥獣法改正による特定鳥獣保護管理計画制度の創設に伴い、
平成12年9月に特定計画として「エゾシカ保護管理計画」を策定（現在は第4期）
- エゾシカの分布及び被害発生地域の拡大に伴い、保護管理計画の対象地域も拡大

5 第4期保護管理計画の概要と個体数管理の実行方策

(資料1「第4期エゾシカ保護管理計画の概要」参照)

■第4期計画の主なポイント

- ①今後5年間を「実効性ある個体数管理を実現する期間」として位置付け
- ②5年後の具体的目標を地域別に設定
- ③地域ごとに毎年の捕獲目標を設定
- ④個体数管理手法の充実
- ⑤担い手対策の充実
- ⑥有効活用策の充実強化
- ⑦生物多様性の保全
- ⑧安全確保の強化と捕獲個体の適正処理
- ⑨関係機関の連携強化

■個体数管理の推進

○エゾシカ緊急対策期間の設定

- ・平成22～24年度の3か年間を「緊急対策期間」として捕獲対策を強化
- ・生息数の高止まりや農林業被害の増加のため、平成26年度まで延長

○捕獲推進プランによる計画的捕獲の促進

- ・個体数管理は「狩猟」と「個体数調整のための許可捕獲」による捕獲圧の調整
- ・地域別目標を達成するために必要な振興局単位の目標捕獲数を設定

【平成24～26年度における全道の目標捕獲数】

| 年度 | H24 | H25 | H26 |
|-----------|------|---------|---------|
| 目標 捕獲数 | 狩 猟 | 67,800 | 67,800 |
| | 許可捕獲 | 74,800 | 74,800 |
| | 計 | 142,600 | 142,600 |

■捕獲対策

○「狩猟」による捕獲圧の調整

- ・狩猟期間、1人1日当たりの捕獲数、捕獲対象性別などの制限緩和

【平成24年度におけるエゾシカ猟】

| 可 猟 区 域 | 全 道 |
|------------|---------------------------|
| 狩 猟 期 間 | 10月1日～3月31日（一部で始期又は終期を短縮） |
| 1日当たり捕獲頭数 | 制限無し（オス：12月1日以降は1頭まで） |
| 知床での中断期間設定 | 10月1日～2月28日の間に約2週間の中断5回 |

○「個体数調整のための許可捕獲」による捕獲圧の調整

- ・1許可当たりの捕獲頭数や従事者数、期間等の許可基準の緩和

【平成22～24年度における1許可当たり捕獲許可基準】

| | |
|----------|-------------------------------|
| 従事者数等 | 制限無し（他市町村の狩猟者も可） |
| 許可期間 | 1年 |
| 許可頭数（上限） | 東部：4,800頭 西部：2,800頭 南部：2,400頭 |

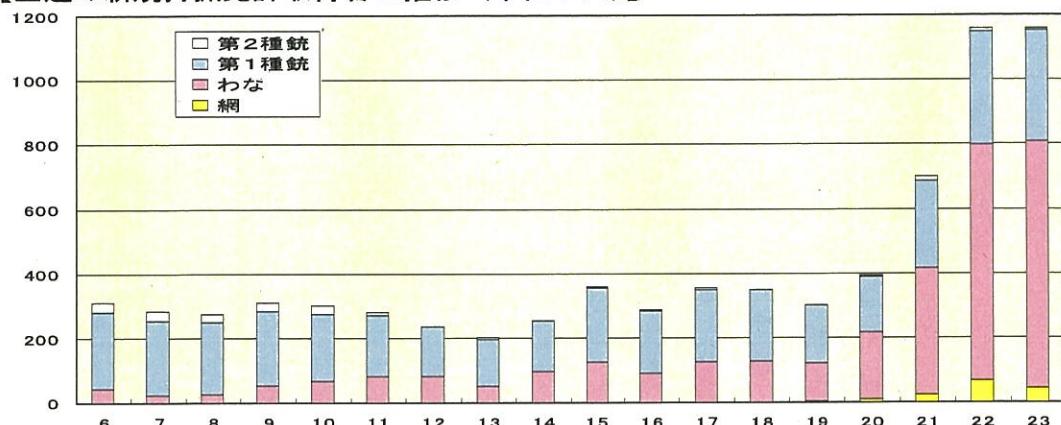
○捕獲環境の整備及び許可捕獲等への支援

- ・地域づくり総合交付金による市町村捕獲経費の支援
- ・一斉捕獲推進月間の設定による市町村一斉捕獲の推進及び捕獲環境の改善
- ・狩猟における国有林・道有林内の林道除雪や一括入林承認の実施

○担い手の確保

- ・狩猟免許試験等の拡充
- ・狩猟免許出前教室や新人狩猟者向け研修会の開催

【全道の新規狩猟免許取得者の推移（単位：人）】



○計画的捕獲（カリング）体制の検討

- ・増えすぎた野生鳥獣を抑制するため、真に「個体数調整」を目的とした高効率・計画的な捕獲（カリング）の導入とその体制整備を促進
- ・小口径銃（消音器付を含む）による「シャープシューティング」の検証の実施
(別添資料2「シャープシューティング検証の概要」参照)

○わなによる捕獲の促進

- ・市街地周辺や夜間など銃器による捕獲が困難な場所・時間での捕獲に活用
- ・囲いわな・くくりわなによる効率的な捕獲の検証
- ・農業者を対象とした「くくりわな研修会」の開催

○広域捕獲の促進

- ・専門家の助言・指導に基づく広域捕獲体制の構築
- ・複数市町村の連携による一斉捕獲の実施

■有効活用対策

○エゾシカの有効活用の基本的考え方

- ・「エゾシカ有効活用のガイドライン」の策定（H18）

○安全・安心なシカ肉の提供

- ・平成18年度にガイドライン「エゾシカ衛生処理マニュアル」を策定

※エゾシカ肉認証制度

(社) エゾシカ協会が、衛生管理マニュアルの遵守や自主検査の実施、トレーサビリティ対応などを条件に、優れた施設を認証

【認証取得状況（平成25年3月末現在）】 道内13施設

○消費拡大と安定流通体制の構築

- ・「シカの日」の設定

※シカの日

毎月第火曜日を「シカの日」（4火＝シカ）とし、エゾシカ肉を使用した飲食等のサービスを供する「シカの日参加店」を登録

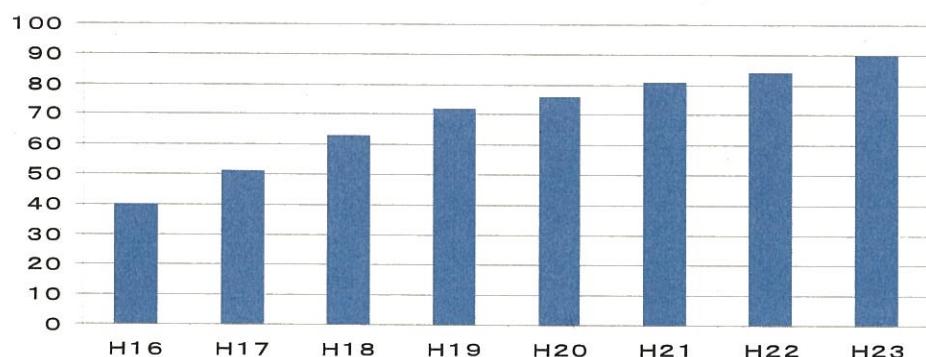
【平成24年度登録店舗数】 道内239店舗

- ・大口需要先を対象としたエゾシカ肉・加工品の提供及び意向調査
- ・料理教室や創作料理コンテストなどによる一般家庭への普及促進
- ・衛生管理の講習会を開催

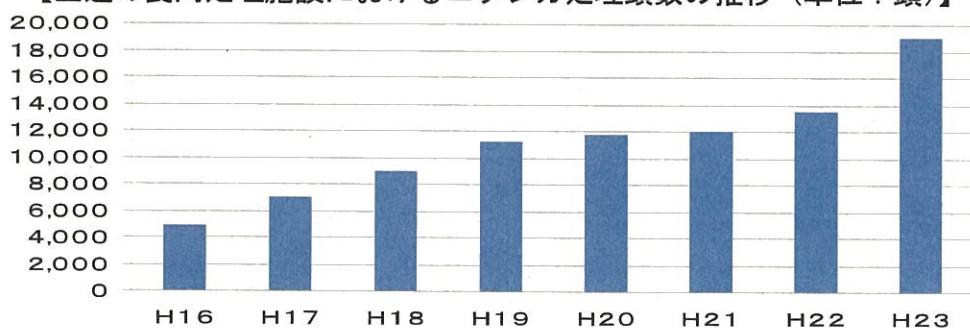
○捕獲個体や残滓の適正処理

- ・適切な埋設処理の検討
- ・微生物による減容化処理の検証

【全道のエゾシカ食肉処理施設数の推移（単位：箇所）】



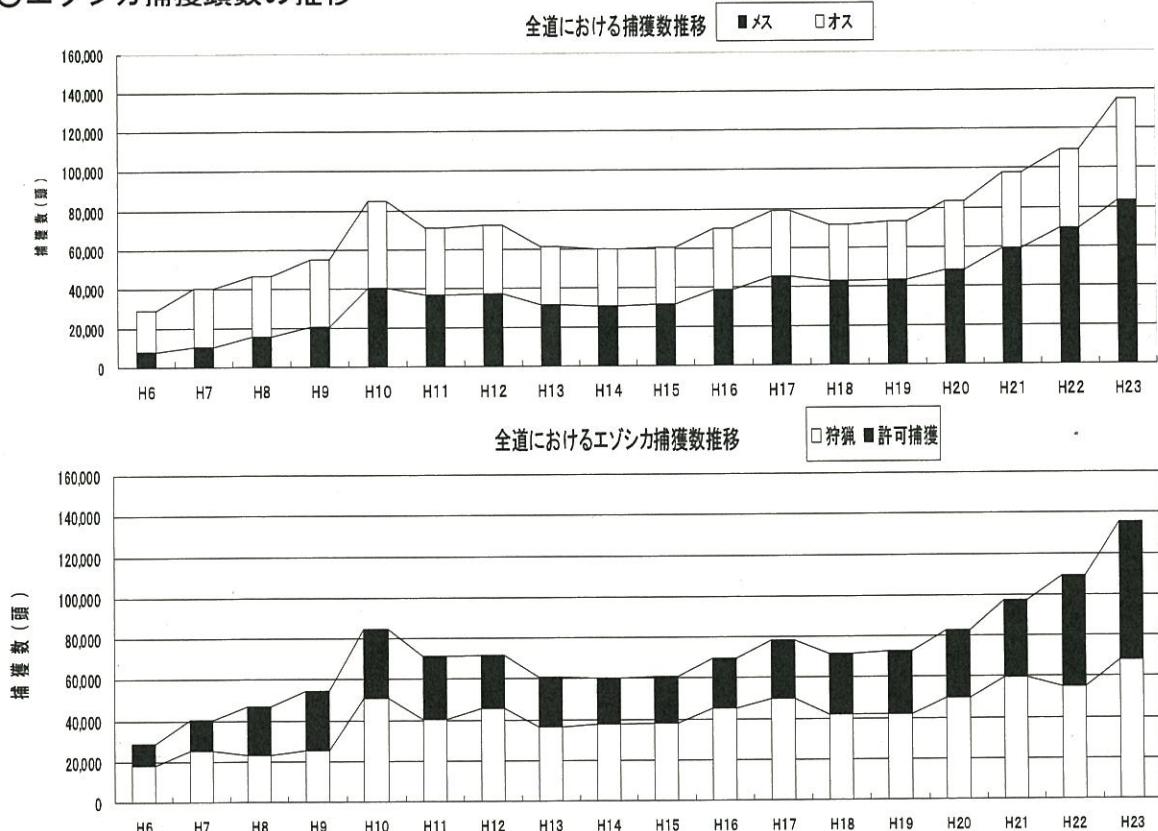
【全道の食肉処理施設におけるエゾシカ処理頭数の推移（単位：頭）】



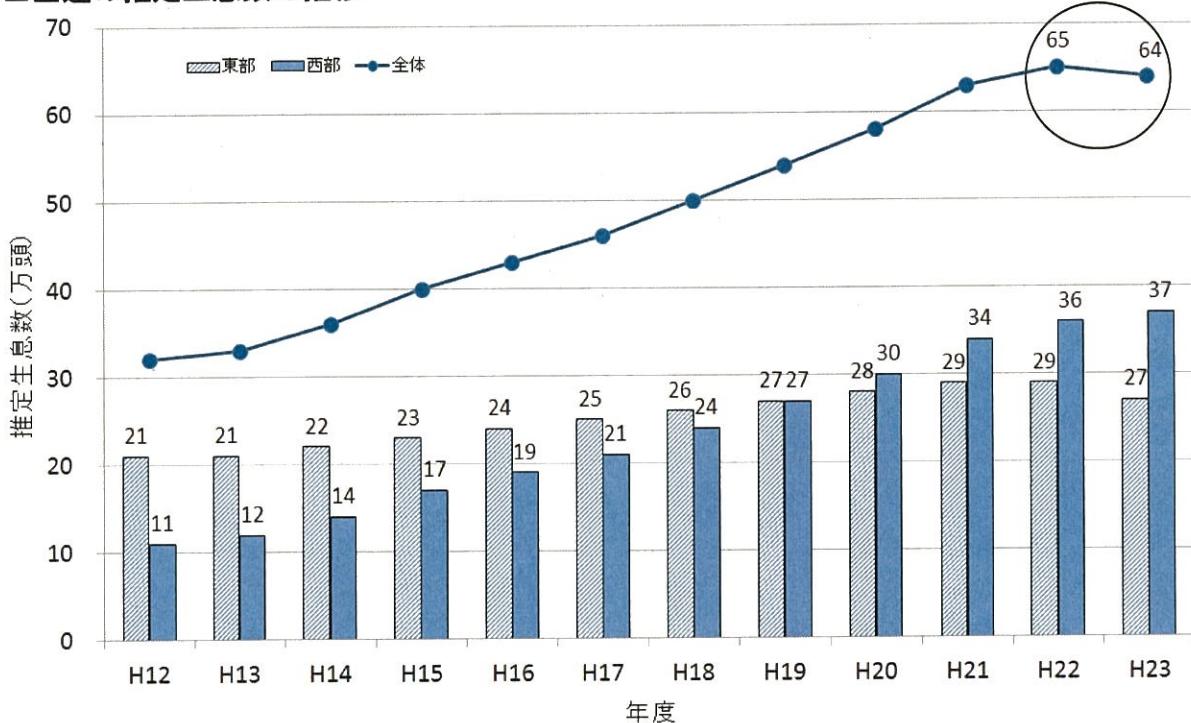
6 個体数管理の現状

■捕獲の実態

○エゾシカ捕獲頭数の推移



■全道の推定生息数の推移



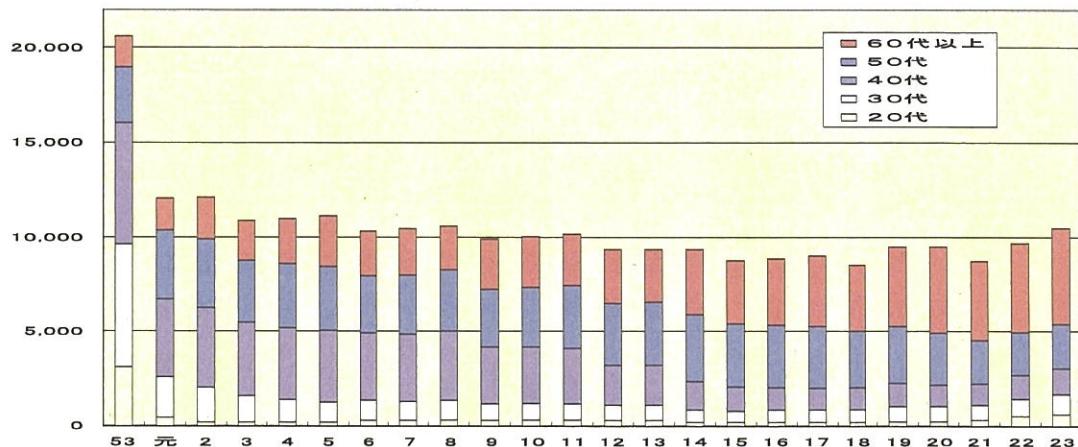
7 個体数管理に係る課題

■捕獲全体に係る課題

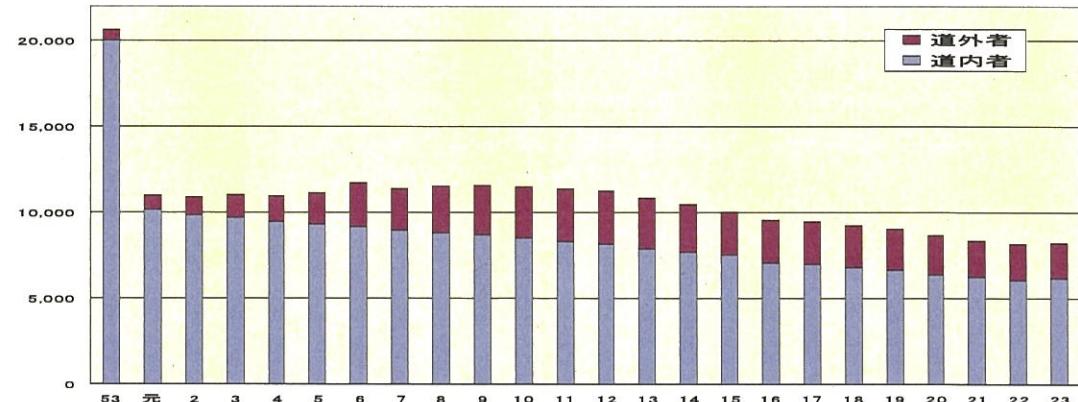
○狩猟者（許可捕獲従事者）の減少と高齢化

- ・趣味の多様化、野生動物保護意識の浸透
- ・銃器所持の規制強化

【全道の年代別狩猟免許所持者数の推移（単位：人）】



【全道の狩猟者登録者数の推移（単位：人）】



○実質的に狩猟が規制される地域の存在

- ・国有林、自衛隊敷地、軽種馬牧場、希少猛禽類の繁殖地等

○鉛弾による希少猛禽類の鉛中毒の発生

- ・道外では鉛弾（ライフル・スラッグ等）使用の規制なし

○捕獲したエゾシカの有効活用の伸び悩み

【食肉処理頭数】平成 23 年度 約 1 万 9 千頭（全体の約 14%）

○捕獲及び捕獲物の処理に係る労力及び費用の負担

- ・捕獲から処理まで狩猟者（従事者）個人が対応
- ・一斉捕獲頭により大量に捕獲した場合の処理

■ 「狩猟」に係る課題

- エゾシカ猟に対する魅力の低下
 - ・捕獲増加によるエゾシカの希少価値の低減
 - ・許可捕獲への優遇措置による差別感

■ 「個体数調整のための許可捕獲」に係る課題

- 市町村等による「個体数調整」の体制整備や予算確保が不十分
 - ・専ら「被害防止」としての意識

○捕獲従事者の確保と捕獲経費の負担軽減が困難

- ・他市町村等の狩猟者の受入に対する拒否感
- ・捕獲奨励金等の市町村格差

○実効的な計画的捕獲（カリング）体制の整備が困難

- ・エゾシカの適切な保護管理のための計画的対策を実行する体制や人材がない
- ・カリングやその捕獲方法等に関する法的な位置づけが明確で無い

■ エゾシカの行動の変化に係る課題

○スマートディアの発生

- ・強い捕獲圧の継続により警戒心の強いシカ（スマートディア）が発生
- ・鳥獣保護区や地理的・社会的に捕獲が困難な場所へ逃避
- ・銃器による捕獲ができない日没後に出没

8 エゾシカ対策条例（仮称）の検討

（資料3「エゾシカ対策条例の検討について」参照）

■ 条例制定の必要性

生物多様性の趣旨を踏まえ、エゾシカ個体数の適正な水準に維持し、道民生活や産業活動への軋轢を軽減するとともに、道民共有の財産として有効活用することにより、将来にわたって道民とエゾシカの共存・共生を図っていくための枠組みとして検討

■ 7つの基本的な施策

- ①個体数管理の推進
- ②担い手確保の推進
- ③有効活用の推進
- ④被害防除対策の推進
- ⑤モニタリング・調査研究
- ⑥事故・違反防止の徹底
- ⑦適正な残滓処理の推進

第4期エゾシカ保護管理計画の概要

I 計画策定の趣旨

道では、平成 10 年度以降「道東地域エゾシカ保護管理計画」及び「エゾシカ保護管理計画」に基づき、エゾシカの個体数管理等の取組みを行ってきたところであるが、第3期計画が平成 24 年 3 月をもって終了することから、引き続き適正な保護管理を推進するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」）に基づき、第 11 次北海道鳥獣保護事業計画の下で「特定鳥獣保護管理計画」として本計画を策定したもの。

【新しい計画の主なポイント】

- ①今後 5 年間を「実効性ある個体数管理を実現する期間」として位置付け
- ②5 年後の具体的目標を地域別に設定
- ③地域ごとに毎年の捕獲目標を設定
- ④個体数管理手法の充実
- ⑤担い手対策の充実
- ⑥有効活用策の充実強化
- ⑦生物多様性の保全
- ⑧安全確保の強化と捕獲個体の適正処理
- ⑨関係機関の連携強化

【関係法令】

鳥獣保護法第 7 条第 1 項：都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の保護のための管理（以下「保護管理」という。）に関する計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。

II 計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

H20 年度からの「エゾシカ保護管理計画（第3期）」では、個体数管理に資源管理の視点を取り入れたほか、個体数管理のモニタリングで生息動向を増減の傾向で把握できるようになったが、個体数の削減には至らず被害等の状況は深刻化。道では、H22～24 年度を緊急対策期間とし、H22 年度には過去最高の捕獲数となったが、個体数削減には至っていない。

2 計画策定の目的

新たな捕獲のしくみと資源としての捕獲個体の有効活用を併せて推進し、個体数の削減に必要な捕獲数を確保することで、人間活動との軋轢を軽減し、絶滅を回避しながら適正な保護管理を行い、エゾシカと人間の共生及び本道の豊かな生物多様性の保全を図る。

3 計画の期間及び位置づけ

- 計画期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（5か年）
- 位置づけ：道が緊急対策期間とした平成 22～24 年度の最終年を含み、現行の捕獲制度を運用する中で最大限の捕獲数確保に努めるとともに、個体数が著しく増加し削減できない現状を受け、3 期計画に引き続き資源管理の考え方を取り入れながら、狩猟者人口の減少も見据えた実効性のある個体数管理を実現する期間

4 計画の対象地域

(1) 本計画の対象地域

本計画の対象地域は、北海道全域（離島を除く。）とする。

＜地域区分＞

| | |
|------|--|
| 東部地域 | オホーツク、釧路、根室、十勝 ※知床半島地域：「知床半島エゾシカ保護管理計画」に基づき実施 |
| 西部地域 | 石狩、空知、上川、留萌、宗谷、日高、胆振 |
| 南部地域 | 渡島、檜山、後志 |



第2章 保護管理の推進

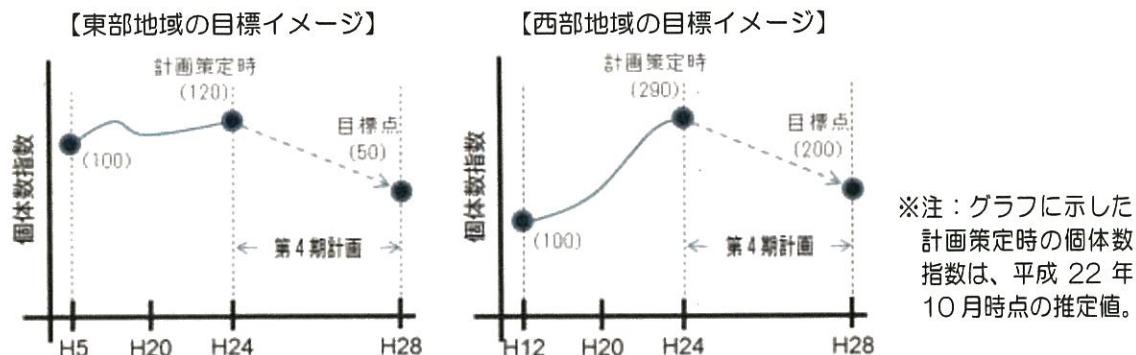
1 保護管理の目標

(1) 基本的な目標（全道対象）

- 個体数の削減による人間活動との軋轢軽減
- 生物多様性への影響の軽減
- 有効活用の推進
- 絶滅の回避及び個体群の存続

(2) 地域別目標（計画期間5年間の目標）

- ①東部地域：H5年度末の推定生息数を基準（個体数指数=100）に、個体数指数を50とする。
- ②西部地域：H12年度の生息状況を基準（個体数指数=100）に、個体数指数を200とする。
- ③南部地域：生息動向を把握するとともに、個体数の減少措置を講ずる。



2 目標達成の方策

(1) エゾシカ捕獲推進プランの作成

- 地域別目標を達成するために必要な捕獲数（以下「目標捕獲数」）を、地域単位で記載した「エゾシカ捕獲推進プラン」を毎年作成し、捕獲数を確保。

(2) 個体数管理の充実

- メスジカ捕獲を促す狩猟規制等の調整。森林内での捕獲推進。効率的な捕獲技術の提供等で市町村に協力するなど、関係機関との連携により、様々な主体による捕獲事業を促進。

① 個体数管理の手法

- 1) 狩猟による捕獲：期間、狩猟者1人日あたり捕獲数、オスメス別制限などで捕獲圧調整。
- 2) 個体数調整のための捕獲（被害防止を含む）：許可基準の段階的設定・適用で捕獲圧調整。
- 3) 計画的な捕獲：国制度改正等に併せ、国や市町村と連携し、地域の個体数管理に必要な数を確保する計画的な捕獲（カーリング）の体制構築を検討。

② 地域別の管理

- 1) 東部地域：科学的な知見などに基づくフィードバック管理（状況変化を常に監視し、それに応じて対策を変える考え方）を適用。H5年度末の推定生息数を基準（個体数指数100）として、大発生水準、暫定目標水準、絶滅を回避するための許容下限水準の3段階の個体数指数を管理水準設定。管理水準に応じ緊急減少措置、持続的利用措置、漸増措置、緊急保護措置の4段階の管理措置のいずれかを実施。

- 2) 西部地域：個体数指数の推定が可能となったことから、フィードバック管理を適用。西部

地域が計画の対象地域となったH12年度を基準年（個体数指数＝100）として生息動向をモニタリング。今後、東部地域と同様の個体数管理を実施できるよう、個体数減少が確認できるまで引き続き捕獲数の増加を目指す。

③南部地域：個体数指標を用いた管理はできないため、将来的な管理手法策定のための情報蓄積を図る。毎年度の捕獲数推移やモニタリング結果を用い、捕獲対策の適正を評価。

(3) 捕獲効率の向上

①シャープシューティング導入の検討：シャープシューティング（銃を使用して群れの全頭を一度に捕獲し、警戒心の高い個体をつくらないことにより、地域における捕獲を効率的に行う手法）の導入に向け検討。

②わなの活用促進：安全で効率的な実施のしくみを検討の上、わなによる捕獲の活用促進。

(4) 担い手の確保

○狩猟者減少の歯止めとなる取組み、人材育成など保護管理の担い手を確保するための方策について検討。

○安全を確保しながら適切に捕獲を推進するため、わな猟免許者による地域ぐるみの捕獲体制構築に向け検討。

○鳥獣被害対策実施隊等の専門的に捕獲に従事する者を確保するしくみについても検討。

(5) 有効活用（「資源管理」から「資源価値の活用」へ）

○「資源価値の活用」の視点にたち、エゾシカの資源価値を最大限に活用し残滓減量化を通じた環境負荷の軽減、食を中心とする地域産業の活性化など幅広い活用を検討。

○北海道固有の自然資源として、狩猟のほか観光や環境教育等への活用を通じ地域活性化と産業創造を目指す。

①食肉としての有効活用

- ・食肉としての利用拡大を最重点に、安全・安心な食肉の安定的供給と全道域での消費拡大推進。
- ・食肉としての優れた栄養特性をアピールした普及啓発や加工食品の開発等を推進。
- ・地域の実情を踏まえた食肉処理施設の整備促進。
- ・食肉処理施設における衛生管理の強化。

②肉以外の部位の有効活用

- ・市町村の実施する許可捕獲個体の活用促進。
- ・資源価値の十分な検討と、更なる利用拡大の促進。
- ・関係事業者が連携し、道民に利用してもらえる製品づくりの促進。
- ・将来的な輸出への対応策などの調査。

③地域資源・観光資源としての有効活用

- ・エゾシカを北海道固有の資源として、観光や環境教育などに活用し地域活性化と産業の創造を目指す。
- ・地域独自の取組から、更なる活用方策について検討。

(6) 被害防除

①農林業被害対策：鳥獣被害防止特措法に基づき、侵入防止施設設置、個体数調整捕獲等を実施。林業被害や森林に及ぼす影響を把握する調査の実施。狩猟者誘導やわな等の活用で森林内での捕獲促進、忌避剤散布、森林被害防除対策の検討。

②交通事故対策：ドライバーへの事故情報の普及啓発、交通事故多発地帯での事故防止用施設の整備。列車支障発生の減少、事故発生防止。

③市街地への出没対策：エゾシカの市街地出没により発生している交通事故や建物等侵入に対し、住民の安全確保の観点から、地域の関係機関・団体等連携による事故等防止体制の整備を促進。

(7) エゾシカ生息地における自然環境の保全

①生物多様性の保全：森林生態系の現状把握及び個体数管理指標の検討。貴重な植物群落での科学的な実態調査や被害防止手法を検討し被害対策に反映。

②生息環境の保全：森林環境や猛禽類など生物多様性の保全に留意。捕獲手法検討活用。休猟区

指定見合わせ。道指定鳥獣保護区での捕獲を推進するとともに必要に応じ見直し検討。

(8) その他目的達成の方策

- ①安全の確保：制度検討に当たっては安全の確保に最大限の注意を払うほか、狩猟規制の周知、パトロール実施等、保護管理の目標達成の妨げとなる事故・違反防止を徹底。
- ②残滓の適正処理：市町村での捕獲個体処理の円滑化に向け、実態に応じ既存制度を活用した仕組み等検討。狩猟者への適正処理についての普及啓発。残滓の適正処理対策の検討・実施。
- ③獵区制度の活用：狩猟資源の適正管理のため、獵区のありかたを関係機関等と連携して検討。

3 モニタリングと調査研究

- 個体数指標把握のためのモニタリングの精度向上や効率的実施のほか、新たなモニタリング手法の開発を考慮したデータの蓄積。
- 西部地域における、対策検討に必要な実態把握の手法等の検討。
- 農林業被害の発生状況を把握し、より精度の高い評価手法導入や効果的な被害防除方法検討。
- 狩猟に関する詳細な調査研究を通じ、効果的な管理手法について検討。
- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の試験研究機関や大学、関係機関・団体等との連携。

第3章 計画の実施に向けて

1 合意形成

- 本計画の推進には、行政・関係団体・関係者が連携して各施策を進めて行くことが重要。
- 各種情報はホームページ等により速やかに公表。地元の検討結果や意見を参考に施策等に反映。

2 推進体制

(1) エゾシカ保護管理検討会の開催

本計画を科学的知見に基づき推進するため、学識経験者からなる「エゾシカ保護管理検討会」を設置。専門的観点から分析・評価する部会を必要に応じて開催。

(2) エゾシカ緊急対策本部の設置

H22年10月に副知事を本部長とする「エゾシカ緊急対策本部」を立ち上げ、庁内関係各部が連携し、更に強力に保護管理対策、農林業被害防止対策等の各種施策を総合的に推進。

(3) 全道エゾシカ対策協議会の開催

関係機関や団体からなる、全道エゾシカ対策協議会（通称：エゾシカ包囲網会議）を設置し、共通の認識や情報基盤のもと、連携して総合的な取組を推進。

(4) 地域連絡協議会の開催及び被害防止対策チームの設置

地元関係機関の連携及び連絡調整の円滑化のため、総合振興局等単位で連絡協議会の設置。市町村を横断する広域的な取組の検討。総合振興局等の関係部局からなる被害防止対策チームを設置。市町村と連携し地域の被害対策促進。

(5) 「知床半島エゾシカ保護管理計画」の推進

「知床半島エゾシカ保護管理計画」の計画対象地域では、保護管理の目標を踏まえ、環境省を中心に関係機関と連携して推進。

(6) 関係機関及び関係団体との連携

国有林野での狩猟及び個体数調整捕獲について、土地管理者でありエゾシカ対策を推進する林野庁北海道森林管理局との連携を図りながら推進。国立公園や国指定鳥獣保護区のエゾシカ管理を、環境省北海道地方環境事務所及び釧路自然環境事務所と連携して推進。銃砲刀剣類所持等取締法を所管している北海道警察等の助言を受けながら捕獲効率向上の可能性を検討。

シャープシューティングによる捕獲試験の概要

(平成 24 年度 生物多様性保全推進支援事業)

1 シャープシューティングとは

出没したエゾシカの群れを全滅させることで、警戒心の強いシカ（スマートディア）の発生を抑え、効率的な捕獲を継続的に行うこととした手法。

米国では、警戒心が薄くなる夜間での射撃や消音器付小口径ライフルを使用することにより効果を上げている。

2 捕獲試験の概要

(1) 目的

エゾシカの効率的な捕獲方法として、シャープシューティング法による捕獲効果の検証及び小口径ライフル銃の有効性等を検証すること。

(2) 実施期間 平成 22~24 年度

(3) 実施場所 新ひだか町・標茶町・占冠村

(4) 試験内容

- シャープシューティング法の捕獲効果
- 小口径ライフル銃の音量測定・集弾性能
- 餌付けによる誘引効果

(5) 試験結果

- シャープシューティング法による捕獲効果
 - ・給餌による誘引、銃声への馴化、頭部への精密射撃等の条件が整えば連続捕獲が可能
 - ・比較検証のために実施した散弾銃での捕獲によりスマートディアを発生させた可能性あり

【捕獲頭数】

| 地 区 | H22 | H23 | H24 | 計 |
|-----------|------|------|------|------|
| 新 ひ だ か 町 | 37 頭 | 24 頭 | 14 頭 | 75 頭 |
| 標 茶 町 | 5 頭 | 12 頭 | 46 頭 | 63 頭 |
| 占 冠 村 | 7 頭 | 14 頭 | 12 頭 | 33 頭 |

○小口径ライフル銃の音量測定・集弾性能

- ・消音器付き小口径ライフル銃は、銃声が小さく、着弾のばらつきも少ない
- ・捕獲に必要な性能を持つとともに、射手への負担が大幅に軽減するなど利点多い

○餌付けによる誘引効果

- ・積雪量が多い場合は、捕獲を繰り返しても、餌場に安定して誘引可能
- ・給餌箇所を出没状況に合わせることで、群れの分散化と安定した捕獲が可能

(6) 課題等

○海外での方法（消音器付小口径ライフルによる夜間捕獲）は、より簡易で効果的な捕獲が可能であるが、日本の法令下では実施は困難

○頭部への精密射撃にはライフル銃が必須であるが、その所持には 10 年以上の経験が条件となっており、射手の確保が困難

■ シャープシューティングによるエゾシカの捕獲状況

給餌作業の様子（標茶町）



給餌場に集まるエゾシカ（標茶町）



ブラインド内からの射撃（占冠村）



シャープシューティングによる連続射撃の様子



エゾシカ対策条例（仮称）の検討について

生物多様性の保全に関する条例

個別条例

エゾシカ対策条例

◆目的

- ・基本理念
- ・エゾシカ対策に関する施策の推進
- ・生物多様性保全とエゾシカとの共存・共生の実現

◆基本理念

- ・エゾシカ保護管理の確立による生物多様性保全の推進
- ・適正生息数の維持に向けた取組の推進
- ・有効活用の推進 等

◆責務・役割

- ・道、道民、狩猟者、事業者等の役割を規定
- ・国、市町村との連携 等

◆基本的な施策

- 特に検討が必要と想定される視点
 - ① 個体数管理
適正生息数を実現、維持するための取組について
 - ② 担い手確保
狩猟者確保や人材育成について
 - ③ 有効活用
資源としての有効活用の促進について
 - ④ 被害防除対策
農林業被害対策等について
 - ⑤ モニタリング・調査研究
生息数や生態系への影響の把握等について
 - ⑥ 事故・違反防止の徹底
事故・違反防止等について
 - ⑦ 適正な残滓処理
残滓軽減と適正処理等について

道の動き 24年度国向け要望

- ◆実効性ある個体数調整を行うための新たな仕組みの構築
- ◆捕獲に必要な規制緩和
ex. 消音器を使用した夜間捕獲等
- ◆個体数調整に必要な財政措置

要 望

国の動き

- ◆鳥獣保護法改正（検討中）
- ◆鳥獣被害防止特措法（H24.3.27改正）
 - ・地方公共団体の役割
 - ・必要な予算の確保
 - ・捕獲等に関わる人材の確保
 - ・実施隊の技能講習免除の特例 等

反 映

今後のスケジュール（想定）

- | | |
|-------|-----------------------------|
| H24.3 | エゾシカ保護管理計画 (第4期)（実行計画）策定 |
| 7~8 | 地域の意見交換 |
| H25.5 | 基本的な考え方環境審議会諮詢 |
| 8 | 基本的な考え方環境審議会答申 |
| 9 | 条例（草案）作成 |
| 10~ | パブコメ実施 条例案取りまとめ |

条例の実行計画

エゾシカ保護管理計画（第4期）計画期間：H24.4～H29.3

=北海道におけるエゾシカ対策の現状と課題=

北海道の自然環境は、変化に富む山岳や天然林を主体とした広大な森林、広漠な湿原や大小の湖沼が織りなす北方的な景観と多種多様な動植物に恵まれており、地域の暮らしや産業を支えるだけでなく、観光やレクリエーションの場としても魅力ある優位性の高い資源となっています。

日本の財産と言える北海道の豊かな自然を守り育てていくためには、バランスの取れた生態系が保たれるような環境づくりに努めることが大切です。

様々な自然環境とそこに暮らす野生生物の適切な保護管理は、近年、注目されている「生物多様性」の保全に直結するものであり、次世代に向けてこの貴重な財産を引き継いでいくことが、本道の最も重要な責務の一つとなっています。

こうした中、現在、道内でも人と自然との関わりに大きな変化が見られています。

以前から、野生鳥獣による農林水産業への被害が問題となっていますが、人がペットや産業動物などとして持ち込んだアライグマやセイヨウオオマルハナバチ、ウチダザリガニなど本来道内に生息していなかった生物、いわゆる「外来生物」が何種類も定着し、本道の自然生態系を脅かしている実態もあります。

また、鳥インフルエンザなど人と動物の共通感染症や野生動物が市街地への侵入し、人の距離が近くなってきたことにより、新たな問題も発生しています。

特にエゾシカに関しては全道的に急増しており、深刻な農林業被害をもたらしているほか、森林内の植生に過度な採食圧がかかり、それによる植生の著しい変化はそこに生息する鳥類や昆虫などの生息状況にも影響を与えていると言われています。

近年は、大雪山や夕張岳、アポイ岳など山岳地帯にまで生息域が広がり、希少な高山植物にまで被害が確認されています。

道内各地で自動車や列車との衝突事故も増え、時には本来の生息適地でない市街地に現れてマンションの中に飛び込んでくるなど、住民生活にも大きな支障を与えるような事案も発生しています。

特に平成21年度においては、推定生息数が初めて約60万頭を超え、また、農林業被害額も約60億円を超える事態に直面したことから、22年から24年度の3年間を個体数の増加を抑制する「緊急対策期間」として位置づけ、狩猟や駆除に関する様々な規制の緩和や市町村が行う有害鳥獣捕獲に対する財政支援など捕獲の促進を図る対策を積極的に推進しているところです。

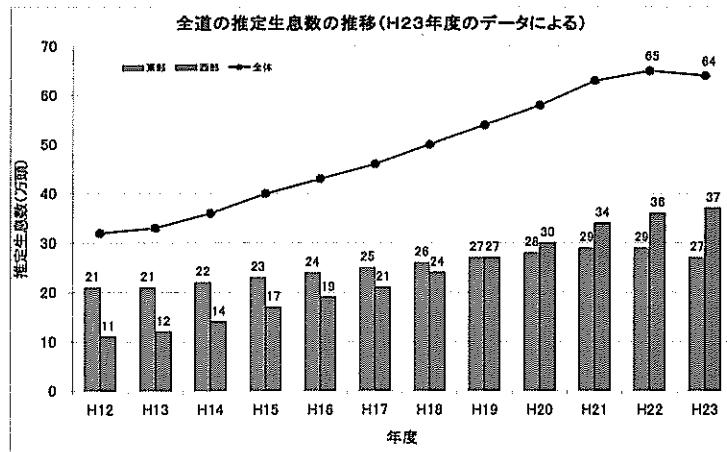
また、昨年度は、緊急対策期間の最終年度でもあり、24年3月には「第11次北海道鳥獣保護事業計画」に基づく「第4期エゾシカ保護管理計画(24~28年度)」を策定し、計画期間の5年間を実効性のある個体数管理を実現する期間に位置付け、個体数削減に必要な捕獲数を確保するための様々な取組みを進めています。

なお、この計画では、7つの基本的な施策【①個体数管理の推進②担い手確保の推進③有効活用の推進④被害防除対策の推進⑤モニタリング・調査研究⑥事故・違反防止の徹底⑦適正な残滓処理の推進】を掲げるとともに、新たに地域別捕獲目標を設定する「捕獲推進プラン」を策定するなど、各種対策を取り組んでいるところです。

それでは、次に北海道が抱える主な課題などについて説明します。

■生息数の増加

本道に生息するエゾシカは、その生息状況や人間活動との軋轢の度合いなどが全道一様ではなく、大きな地域格差が生じていることから、これまでの東部・西部・南部地域の3地域に区分し、各地域の実態に応じてこれまで様々な対策を推進してきました。



東部地域（オホーツク・十勝・釧路・根室）では、平成5年度の約20万頭といわれた生息数を基準として、その半数にまで減少させることを目標に捕獲の規制緩和を進めてきました。

その結果、エゾシカの個体数は11年頃から一旦減少に向かいましたが、14年頃から再び増加に転じ、21年には過去最高の約29万頭の

水準に達し、以降緩やかに減少していると推定され、23年度の推定生息数は、約27万頭と推定されたところです。

また、西部地域（石狩、空知、上川、留萌、宗谷、胆振、日高）では、生息状況の推定が可能となった平成12年の約11万頭から、個体数は一貫して増加しており、捕獲が進んだここ2年くらいは伸びが鈍化した可能性があるものの、19年には東部地域と同数の約27万頭となり、20年には東部地域の生息数を超える約30万頭と推定され、その後増加傾向が続いているとともに、23年度の推定生息数は、約37万頭と推定されています。

特に、近年、南部地域（渡島・檜山・後志）においても農林業被害が増加しており、局的に高密度の生息地が見られるようになるなど増加の兆候があることから、早期に生息数の把握に努めるとともに、さらなる捕獲対策をスピード感を持って進めていかなければなりません。

そのため、道では狩猟期間の3月までの延長に加え、10月1日からの前倒しにより期間延長を図ったほか、個体数調整に重要なメスの捕獲数を減少させることなくオスの捕獲数を増やす試みとして、10～11月に限りオスの捕獲数の上限を撤廃するなど、さらなる規制の緩和を図った結果、過去最高だった平成22年度を上回る狩猟で約6万8千頭、許可捕獲で約6万7千頭の合計約13万5千頭が捕獲され、最新の解析データによると全道の生息数は、およそ約64万頭となり前年度の約65万頭から1万頭減少と推定され、エゾシカ対策を始めて生息数の増加に対して一定の歯止めをかけることが出来たものと考えているところです。

■農林業被害の増加

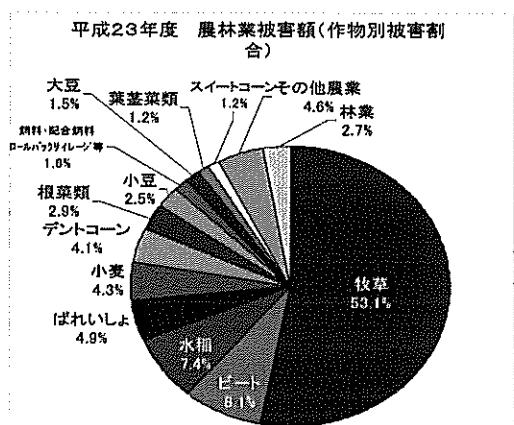
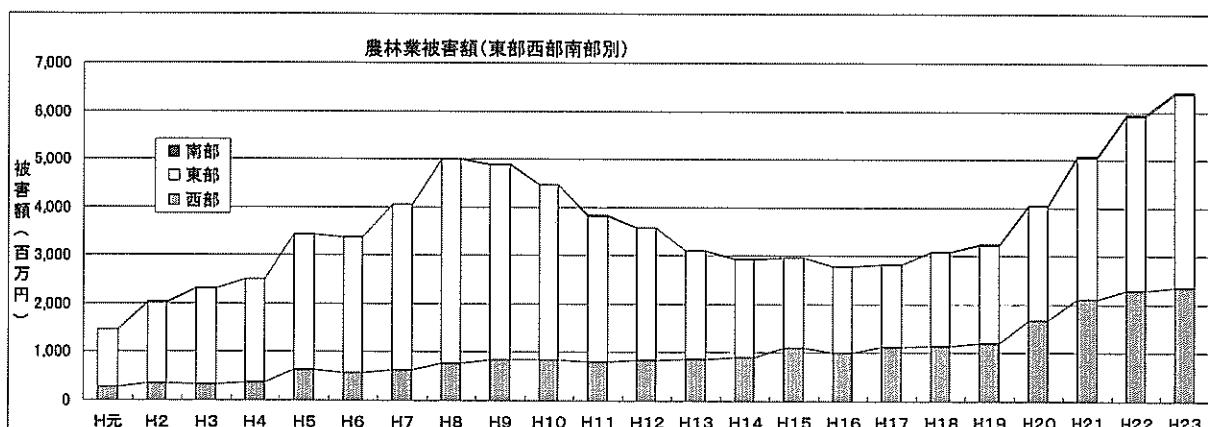
エゾシカによる農林業被害額は、平成8年度に50億円を超えて一度ピークに達した後、16年度には28億円まで減少しましたが、その後、再び増えはじめ、22年度には約59億円となり、23年度にはエゾシカの生息域の拡大などにより、約64億円にまで達したところです。

特に被害金額の伸びでは、19年度から22年度は、対前年度比で約10億円の増加と急増する傾向を示していましたが、23年度は、捕獲数の増加や進入防止策等の対策により、

約5億円の伸びに鈍化の兆しが見られます。

地域別では、東部地域の被害が全道の60%以上を占め、約40億円に達し前年度に比べ、約4億円増加し、西部地域においても約24億円に達し前年度に比べ、約1億円の増加と年々増加する傾向が続いています。

なお、南部地域では、22年度に減少に転じましたが、前年に比べ5百万円増加の4千3百万円となったところです。

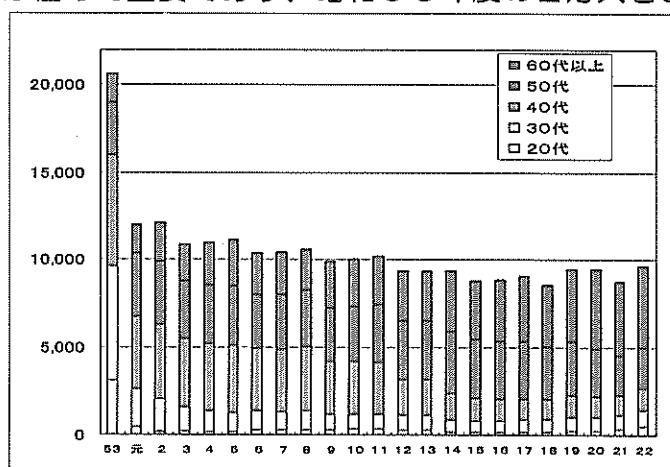


また、作物別の被害金額では、牧草が対前年比で約6億円増の約34億円と被害金額の50%以上を占め、次いでビートが約1千万円減の約5億2千万円、水稻が同じく約1千万円減の約4億7千万円となっており、次にばれいしょが約3億1千万円、小麦が約2億8千万となっています。

■捕獲の担い手の減少

捕獲対策を進める上で捕獲の担い手確保は極めて重要であり、昭和53年度の2万人をピークとして減少傾向が続き、狩猟免許所持者の約半数を60歳以上の方が占めるなど、ハンターの減少とともに高齢化が進んでいる現状にあります。

このようなことから、道では捕獲の担い手である狩猟者の増加を図るため、狩猟免許の取得を働きかける「出前教室」の開催や狩猟免許を受験しやすいよう試験会場・試験日の拡充とともに農閑期に試験を行うなどの取り組みを進めてきた結果、23年度の道内の狩猟者登録数については、前年度に比べ100名程度若干増加し、約6,200程度となり、また、道外からは、約2千名の方が登録されるなど、約8,200名の方々が



本道の捕獲対策の推進を担っています。

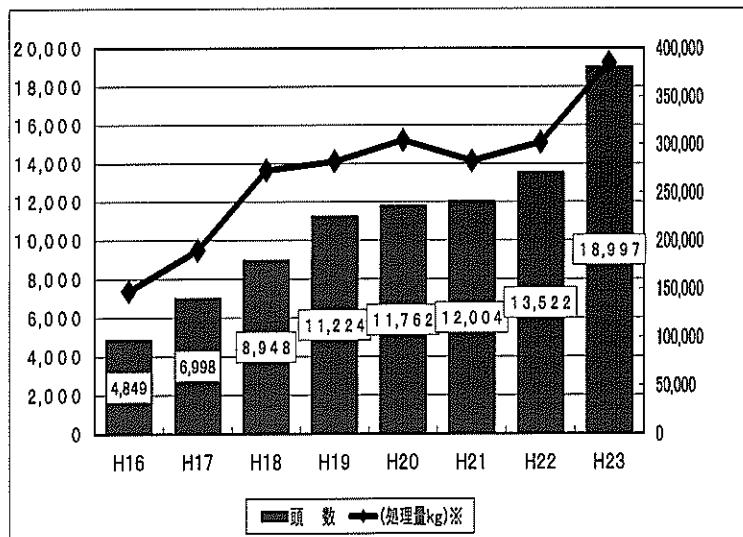
今後とも狩猟者の高齢化とともに減少傾向が続くことが予想されることから、積極的に確保対策を推進していくことが急務です。

将来的に本道の野生鳥獣の適正な保護管理が求められるフィールドでは、「狩猟」とともに「野生動物の保護管理」を担う人材を検討するなど、総合的な保護管理の充実強化を図っていくことが必要と考えています。

■捕獲個体の処理

捕獲対策の強化に伴い、さらに多くの捕獲個体の有効活用とともに残滓の適正処理などに対する新たな課題も発生してきています。

有効活用の面では、18年度に策定した「エゾシカ有効活用のガイドライン」において個体数調整の一環として位置づけながら、食肉としての利用に重点をおいてきたことから年々、処理頭数の増加は見られます。捕獲後の処理や流通面などの課題から捕獲頭数の14%程度（19,000頭処理/135,000頭捕獲）にとどまっているのが現状です。



今後とも「資源価値の活用」の視点にたち、エゾシカの資源価値を最大限に活用することで、残滓の減量化を通じた環境負荷の軽減や食を中心とする地域産業の振興などに幅広く活用することを検討していきます。また、市町村などが行う有害鳥獣捕獲による残滓の適正処理については、国の支援制度等の活用の他、ペットフード事業者との連携強化や現地埋設などの多様な手法を検討していきます。

道ではこのような課題を踏まえ、依然として農林業被害額も増加している現状から、この度、これまでの緊急対策期間をさらに2年間（25年度～26年度）延長することとし、これまでの捕獲対策を維持しながら、さらなる対策を獣友会を始め、国や市町村などと連携しながら全力で取り組んでいくこととしています。

銃猟制限の規制緩和に関する措置要望について

北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課

【現 状】

鳥獣保護法第38条第1項

日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等をしてはならない。

【逐条解説】

日出前及び日没後は、事実上の日光の明によって定めるべきではなく、当該地点（狩猟場所）における太陽面の最上点が地平線上に現れ、又は地平線下に没した時刻、すなわち暦にいう日出又は日入によって決められる。



【要 望】

夜間銃猟の許容などの規制緩和(案)

鳥獣保護法第38条第1項…一部改正

日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等をしてはならない。

1案 ただし、薄暮時において国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究の場合は、この限りではない。

2案 ただし、薄暮時において確実に安全性を担保した一定の条件下の場合は、この限りではない。

【確実に安全性を担保した一定の条件下】

[方 法]

捕獲のための射撃タワーを設置し、餌付けによりタワー周辺に誘因したエゾシカを捕獲するタワー式シャープシューティング法により実施。

タワー式の理由：水平に射撃するものではなく、タワー周辺のエゾシカを捕獲することから、例えば、捕獲できない場合であっても、地面を擊つため確実に安全が確保できる。

[時 期]

通常の狩猟期ではなく、個体数調整を必要とする場合における計画的な捕獲（カリング）に限る。

[射 手]

射手は、地域の生息環境に詳しい地元猟友会の「狩猟安全指導員」など専門的捕獲技術者が実施する。

二参 者二

薄 暮

薄暮とは、日没後の黄昏を指し、一般的には、日没後の太陽が地平線より6度程度下にある時間帯であり、屋外で物体の区別はできる状態をいう。



環境省生物多様性保全推進交付金事業(H22~24年度)

■夜間捕獲を実施する場合のポイント

- エゾシカは、夜間人前に出てきやすいため、効率的な捕獲が可能
- 撃てば逃げることは日中と変わらないので、夜でも逃げるシカを生むだけにならないようスマート化防止が重要
- 見通しが効かない中で確実に安全確保ができるよう捕獲方法の限定が必要

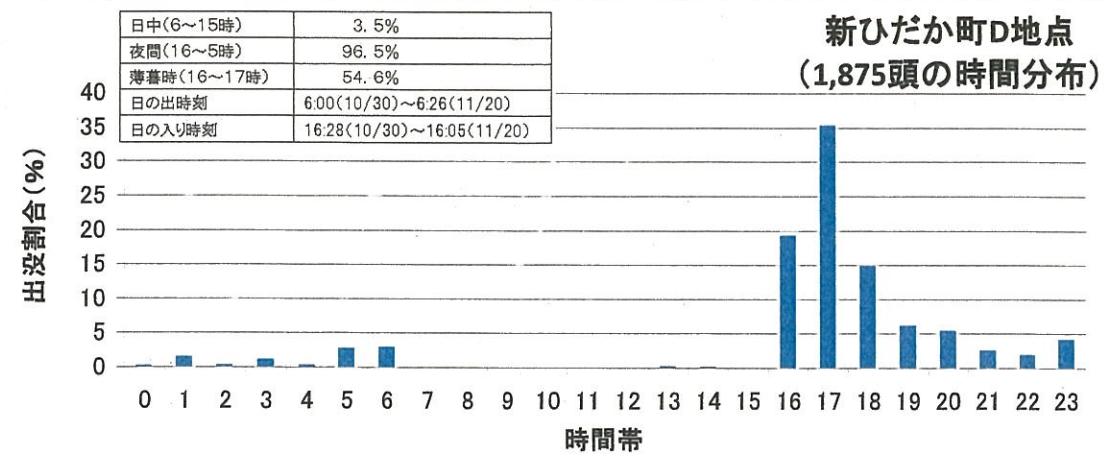
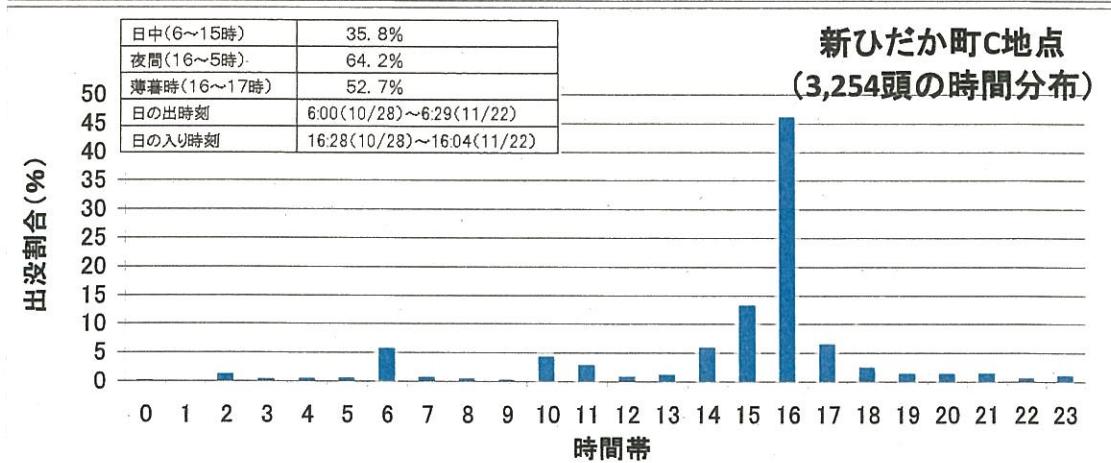
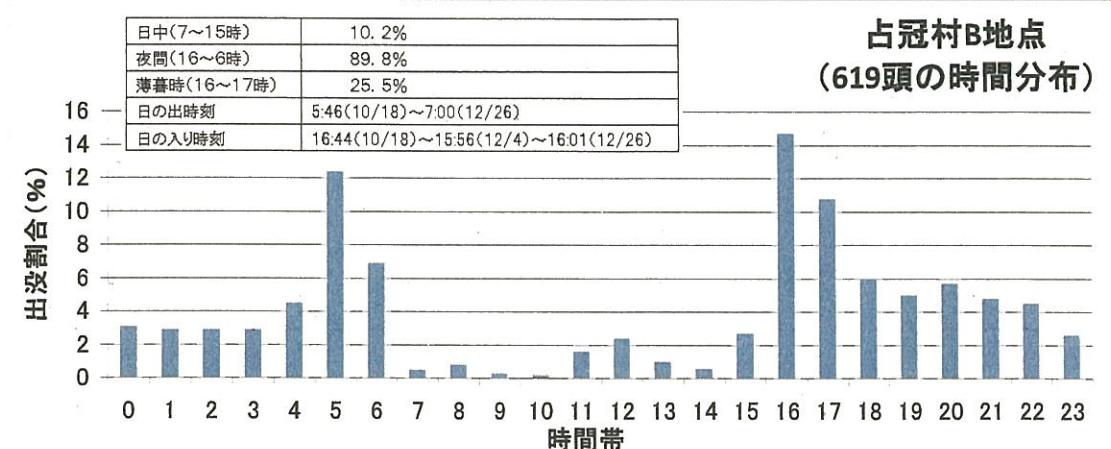
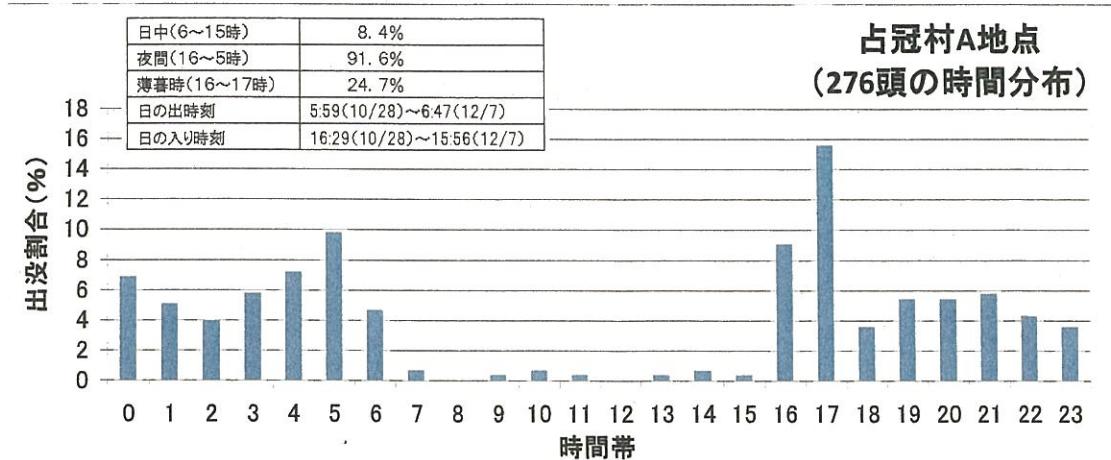
■エゾシカ捕獲に関する日中と夜間の比較

| 項目 | 日中 | 夜間 |
|---------|--------------------------------|---------------------------------------|
| 行動 | ○出没割合が低い | ○出没割合が高い(特に日没時が高い) |
| 音への反応 | ○爆音には鈍い(※爆音器の影響あり得る) ○音には敏感 | ○爆音には鈍い ○音には日中と同様に敏感 |
| 警戒心 | ○高い ○捕獲可能な距離まで近づきづらい | ○低い ○捕獲可能な距離まで近づきやすい |
| 餌まきの効率性 | ○餌場に出没するまでに時間がかかる | ○比較的簡単に餌場に出没 |
| 見通し | ○目視確認可能 | ○日没後、30分くらいは目視確認可能。 ○1時間くらいで見えなくなる |

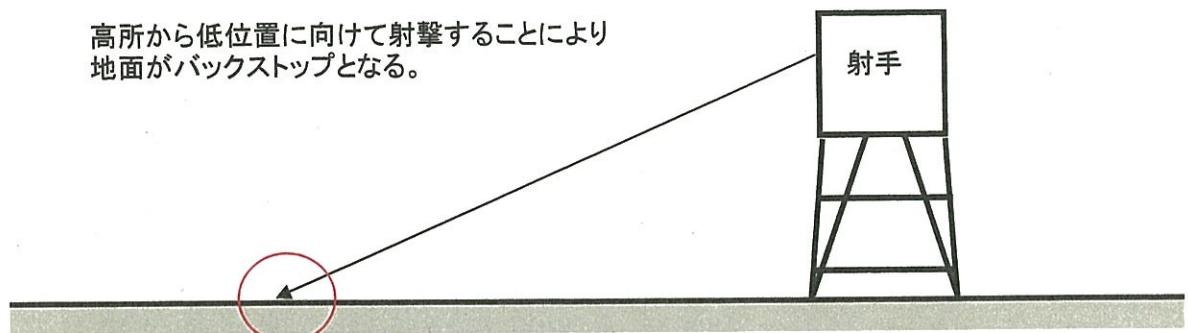
■想定される夜間捕獲の条件案

| 項目 | 夜間捕獲の条件案 | 条件を付す主な理由 |
|-----|---------------------------|--|
| 目的 | 個体数調整 | 数の調整が必要な目的に限定することで、夜間捕獲を限定的に実施 |
| 対象 | 特定の種 | |
| 区域 | 可獵区または許可捕獲区域 | 捕獲を実施している箇所に限定することで安全を確保 |
| 方法 | 待機型 (餌まき実施・ハイタワー使用) | 方向を固定し高所から低位置に向けての射撃により地面がバックストップとなるため安全が確保できる。一群捕獲で効率性も向上 |
| | サイレンサー付き小口径ライフル | 音による攪乱を避けるとともに、反動が少なく連射も可能なことで餌場に集まった一群をまとめて捕獲できスマート化を防止 |
| | 捕獲方法の限定 (頭部射撃による即倒など) | 確実に即倒する捕獲方法を正確に実施することで、攪乱や警戒心を持たせることなくスマート化を防止 |
| 時間 | 薄暮時 | 出没割合の高い日没時に、短時間で集約的に捕獲を実施することで、見通しのあることでの安全確保と効率的な捕獲を両立 |
| その他 | 立入り制限・地権者の同意 | 捕獲作業箇所に想定外の立入りがないようにすることで、確実に安全を確保 |
| | サポート配置 (捕獲作業中の立入り監視など) | 見通しが悪くなり捕獲者のみでは確認できない部分や確実な立入り制限を行うことで安全確保 |
| | 安全・技術講習の実施 | 捕獲従事者が夜間捕獲の条件を確実に履行することで、安全を確保するとともに、スマート化を防止 |

H23年度時間別エゾシカ出没割合



ハイタワーの利用によるバックストップの確保

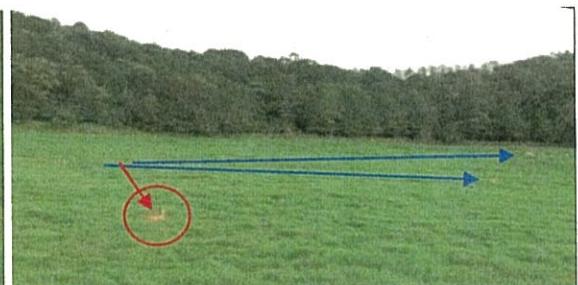


地面への着弾の様子

スマートディア発生の防止にはライフル銃が必要



散弾銃により胸部を射撃



捕獲には成功したが、即倒せずに走ったことで周囲のシカが驚き逃走



ライフル銃により正確に頭部を射撃すると即倒し、周囲のエゾシカは逃げない
(散弾銃による精密射撃は困難)

参考資料 3

本道では、依然として生息数の水準が高いエゾシカにより、農林業被害の拡大や生態系の保全にも影響を及ぼしている状況にあり、更なる被害防止対策を拡充する必要があります。

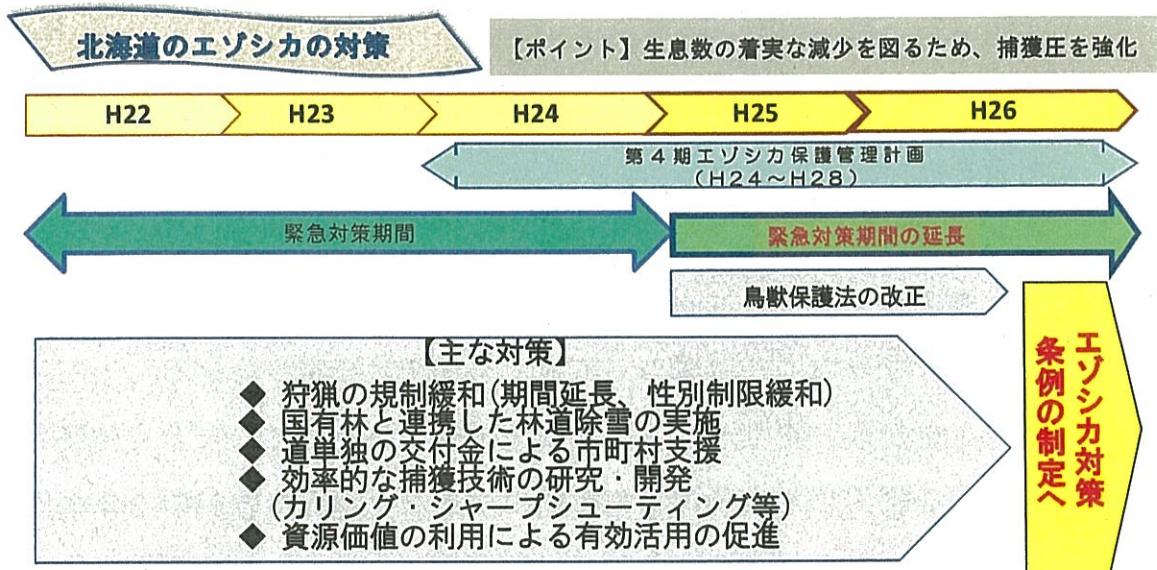
農林業被害を確実に抑制していくためには、農林業被害が発生している市町村だけではなく、近隣の市町村でも生息数を減少させるための対策が必要なことから、更なる個体数調整を推進するために、安全を確保した上で消音器を使用した夜間捕獲を可能にするなど新たな枠組みを鳥獣保護法に規定するとともに、十分な財源措置を講じることが求められています。

また、狩猟者人口は全国的に減少・高齢化が進んでおり、今後、中長期的な捕獲対策を検討していく上で担い手確保が大きな課題となることから、個体数調整における狩猟の必要性や狩猟者の役割を法律で明確化し、狩猟者確保対策の充実を図るとともに、獵銃の所持許可有効期間の延長など狩猟者の負担を軽減することも必要あります。

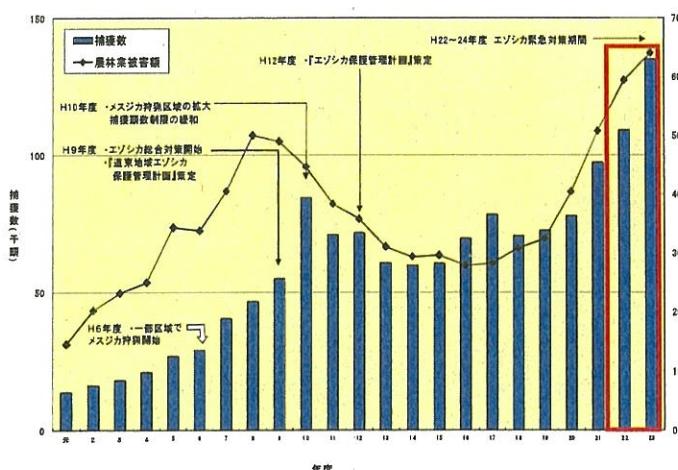
上記の理由により、個体数調整を推進するための新たな制度の創設と財源措置及び担い手確保に向けた狩猟者確保対策の充実と負担の軽減について、強く要望いたします。

北海道知事 高橋はるみ

■北海道の現状と取組方向



■エゾシカの捕獲数と被害額の推移



【主な指標】

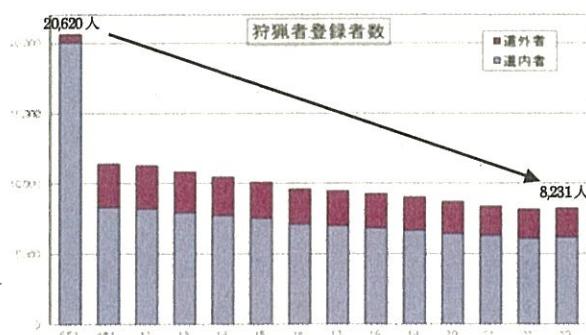
★**推定生息数**
H21:63万頭 → H22:65万頭 → H23:64万頭

★**捕獲実績**
H21:9.7万頭 → H22:10.9万頭 → H23:13.5万頭

★**農林業被害額**
H21:51億円 → H22:59億円 → H23:64億円

直近3年間で、深刻な被害拡大

■狩猟者登録数の推移



■全道意見交換会等で狩猟者から寄せられた意見

- 狩猟者に対する優遇措置と経費負担軽減
- カーリングなど、計画的捕獲の位置付け明確化
- 日の出・日没後の銃猟実施
- 有害駆除従事者に対し銃刀法の弾力的運用
- H24年度に実施した全道狩猟者アンケートでは、約40%が獵免許手続き等の負担が大きいと回答

【課題】

- ◆生息数は60万頭以上、農林業被害も過去最多。生息数を確実に減少させるため、捕獲対策の継続必要
- ◆許可捕獲の更なる効率化、鳥獣保護区等禁止区域での捕獲や日の出前・日没後の捕獲など、捕獲数の上積みを図るために更なる規制緩和が必要
- ◆捕獲の主体となる狩猟者確保対策と負担軽減が必要